

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ⑪

検察と裁判所が一体では、 起訴されれば全員が有罪だ!

蒲郡駅事件で、検察は加藤さんのどのような行為を窃盗罪に問おうとしたのでしょうか。

検察は論告求刑で、「被告人（加藤さん）は、蒲郡駅でコピーしたのは組合関係資料だと主張するが、検察が窃盗罪に問うているのは、管理者専用書庫から主任レポートに関する文書（内部文書）を持ち出した行為ではなく、何らかの文書をコピーし、そのコピー用紙を持ち出した行為なのだ」ということを主張しました。つまり、検察は、「何をコピーしたかは問題ではなく、加藤さんが何かをコピーしてコピー用紙を持ち出したことを窃盗罪に問うのだ」と主張したのです。

結局、検察の提出した証拠、証人では「加藤さんが内部文書をコピーしたこと」は立証できず、「紙31枚（コピー用紙）の持ち出しという行為のみが窃盗行為なのだ」と言わざるを得なかったのです。

ところが裁判所は、「加藤さんが主任レポートに関する文書（内部文書）をコピーして持ち出したこと」を「罪となる事実」として認定したのです。なんと、検察が立証できなかった「内部文書の持ち出し」を裁判所が事実として認定し、「JR東海の人事管理面に支障を与えた」と結論付け、加藤さんに有罪判決を下したのです。

加藤さんの主張・証言や弁護人の反証は「信用できない」「不自然だ」で退け、検察・裁判所が一体となって有罪判決を導くストーリーを描いたのです。まさに、意図的に有罪判決に導く政治弾圧であることは間違いありません。私たちは、このようなことは断じて許すことはできません。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない!
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう!